

「とぎつ秋まつり（仮称）」業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「とぎつ秋まつり（仮称）」業務委託(以下「本業務」という。)」に係る契約の相手方となる事業者を選定するに当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1)業務名 「とぎつ秋まつり（仮称）」業務委託
- (2)業務内容 別紙「「とぎつ秋まつり（仮称）」業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり
- (3)業務期間 契約締結から令和9年3月31日(水)まで

3. 提案限度額 12,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

4. 実施形式 公募型プロポーザル

5. スケジュール

- 令和8年5月 1日(金) 公募開始
 - 令和8年5月 8日(金) 参加申込に係る質疑書提出期限
 - 令和8年5月12日(火) 参加申込に係る質疑最終回答
 - 令和8年5月22日(金) プロポーザル参加申込書提出期限
 - 令和8年5月27日(水) 参加資格審査結果通知
 - 令和8年6月 3日(水) 企画提案書に係る質疑書提出期限
 - 令和8年6月 8日(月) 企画提案書に係る質疑最終回答
 - 令和8年6月12日(金) 企画提案書提出期限
 - 令和8年6月19日(金) プレゼンテーション・ヒアリング
 - 令和8年6月25日(木) 結果通知
 - 令和8年7月 2日(木) 契約締結
- ※なお、日程は、都合により変更する場合がある。

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者になろうとする者)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1)時津町から指名停止を現に受けていない又は受けることが決まっていない者であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4)時津町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱(平成24年時津町告示第1号)第

2条第2号および第3号に規定する暴力団等に該当しない者であること。

(5) 過去5年以内に同規模のイベント等の業務実績を有すること。

7. 参加申込の受付及び質疑、回答

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び時津町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書(様式第1号) 1部
- イ 会社概要書(様式第2号) 1部
- ウ 業務実績表(様式第3号) 1部
- エ 誓約書(様式第4号) 1部

(2) 提出期限

令和8年5月22日(金) 午後5時(必着)

(3) 提出方法

上記期限までに、持参、郵送又は電子メールで提出すること。

なお、電子メールで送付の際は、電子メールの受信時間により受領確認とするが、電子メールの件名に「「とぎつ秋まつり(仮称)」業務委託プロポーザル(参加申込について)」を記載のうえ、電子メール送信の旨を電話で伝えるとともに、原本も併せて送付すること。

(4) 提出先

時津町 建設水道部 産業振興課

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷 274 番地 1

電子メール sanshin.next@town.togitsu.nagasaki.jp

電話番号 095-882-3801

(5) 参加申込に係る質疑の提出方法

参加申込に際し質疑事項がある場合は、書面(様式第5号)により、上記事務局まで電子メールで提出すること。

電子メール送信の際は、電子メールの件名に「「とぎつ秋まつり(仮称)」業務委託プロポーザル(参加申込に係る質疑について)」を記載のうえ、送信の旨を電話で伝え、事務局での受信確認を確認すること。

※電話又は口頭による質問は、受け付けない。

(6) 参加申込に係る質問期限

令和8年5月8日(金) 午後5時必着

(7) 参加申込に係る質問回答

上記期限までに提出された質問への回答は、随時、質問提出者へ電子メールで回答する。なお、回答の最終期日は、令和8年5月12日(火)とする。

(8) 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果については、提出された参加申込書類を審査のうえ、令和8年

5月27日(水)に参加申込者に対し通知する。

8. 企画提案書の提出及び質疑、回答

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加決定者は、本実施要領、仕様書及び時津町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 企画提案書(任意様式) 8部

※企画提案書の内容には、会社名、製品名、ロゴ等会社名が判断できる情報を記載しないこと。

※企画提案書のかがみ(様式第6号)を1部添付すること。

イ 業務委託実施に係る事項(様式第7号)

- ・ 「1 実施体制及び実績」は、業務の実施にあたるスタッフの人数や実務経験を考慮した実施体制及び本業務に関連する業務でアピールできる代表実績(事業名、実施日時、実施内容等)を記入すること
- ・ 「2 安全管理及び指導體制」は、事業実施にあたる安全管理及び個人情報保護に対する指導體制や情報漏洩防止対策並びにチェック体制を記入すること。
- ・ 「3 具体的提案内容」は、仕様書に沿った事業内容を記載すること。また、本仕様書に記載がないが、本業務の目的に沿った独自提案があれば、具体的に提示すること。
- ・ 「4 提案見積価格」は、12,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

ウ 見積書及び内訳明細書(任意様式) 1部 ※社印が押印してあること。

様式は任意とする。様式第7号で記入した提案金額の基礎となる見積書を提出すること。

エ 企画提案書作成方法

企画提案書は、別紙仕様書を満たす提案内容を記載することとし、A4判の用紙に文字サイズ10.5ポイント以上で作成するものとし、全体をA4ファイルに綴じ、8部提出すること。ただし、提案に必要な図、表等については、A3判の用紙も可とするが、その場合は、A4判サイズに折り込むこと。なお、公正な審査を実施するため、会社名、製品名、ロゴ等会社名が判断できる情報を記載しないこと。

(2) 提出期限及び時間

令和8年6月12日(金) 午後5時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

(郵送の場合は、令和8年6月12日(金)午後5時必着が分かる方法により送付す

ること。)

(4)提出先

時津町 建設水道部 産業振興課

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷 274 番地 1

電子メール sanshin.next@town.togitsu.nagasaki.jp

(5)企画提案書に係る質疑の提出方法

企画提案書提出に際し質疑事項がある場合は、書面(様式第5号)により、上記事務局まで電子メールで提出すること。

電子メール送信の際は、電子メールの件名に「「とぎつ秋まつり(仮称)」業務委託プロポーザル(企画提案書に係る質疑について)」を記載のうえ、送信の旨を電話で伝え、事務局での受信確認を確認すること。

※電話又は口頭による質問は、受け付けない。

(6)企画提案書に係る質問期限

令和8年6月3日(水)午後5時必着

(7)企画提案書に係る質問回答

上記期限までに提出された質問への回答は、全参加事業者へ電子メールにて送付する。なお、回答の最終期日は、令和8年6月8日(月)とする。

9. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、本プロポーザル審査委員会が審査する。なお、企画提案書の提出が多数の場合は、書類審査によりプレゼンテーション実施者を3者程度に選定のうえ、審査するものとする。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング実施日

令和8年6月19日(金)※予定

(2)プレゼンテーション実施の案内

プレゼンテーション実施の詳細スケジュール等は、全てのプレゼンテーション実施者へ別途電子メールにより通知する。

(3)プレゼンテーション実施における留意事項

ア 出席者は、このプロポーザル担当者を含め4人以内とし、説明は、本業務の担当者が行うものとする。

イ スクリーン及びプロジェクター等のモニター機材は、本町で用意するが、その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。

ウ 実施の順番は、企画提案書の受付順とする。

エ 審査評価項目については、別表「「とぎつ秋まつり(仮称)」業務委託公募型プロポーザル審査項目」のとおりとする。

オ 説明時間は、一企画提案者当たり30分以内とし、別途質疑時間を10分程度とする。

カ 説明内容は、企画提案書に沿ったものとし、内容を変更することがないこと。

キ 不測の事態によっては、開催日の変更、オンラインによるプレゼンテーション審査への変更などを行う場合がある。この場合における変更内容等については、別途通知する。

1 0. プレゼンテーション審査にかかる審査内容

- (1) プレゼンテーション審査は、別表「「とぎつ秋まつり（仮称）」業務委託公募型プロポーザル審査項目」における評価項目ごとに審査委員会で審査する。
- (2) 最優秀提案者は、審査の点数が最も高い事業者とする。なお、1位の者が複数となった場合は、本業務の実施に係る事項（様式第7号）の「3 具体的提案内容」の評価点が高い事業者を最優秀提案者とし、当該評価点も同点の場合は、見積額の安価な者を最優秀提案者として選定し、次点者についても、同様とする。ただし、得点の平均が基準点（配点合計の60/100）以上であることを最低基準とし、最低基準を下回ったときは、否決とする。
- (3) 審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。
上記において、最優秀提案者として決定されなかった者については、審査結果通知発送後5日間に限り、各項目の得点について問い合わせることができる。

1 1. 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に電子メール及び郵送で審査結果を通知する。

(2) 通知時期

プレゼンテーション審査終了後（令和8年6月25日（木）頃を予定）

1 2. 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

審査の結果、最優秀提案者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀提案者と契約ができない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

ア 最優秀提案者が審査後に参加資格要件を満たすことができなくなったとき。

イ 最優秀提案者と契約交渉が成立しないとき又は最優秀提案者が本契約の締結を辞退したとき。

ウ 申込書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。

エ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

(2) 契約保証金

契約保証金は、業務委託料の100分の10以上とする。

なお、時津町財務規則（平成12年時津町規則第55号）第102条の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 契約書作成

契約書は、受託者において2通作成し、定められた期日までに提出するものとする。

(4) 支払条件

本業務の履行に係る費用の支払は、業務履行確認後、受託者から請求を受け、支うものとする。

1 3. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は、認めないものとする。
- (3) 提案内容について、企画提案者が責任もって必ず履行できるものであること。
- (4) 仕様書は、最低限の要件を定めるものであって、仕様書と同等の代替提案についても認めるものとする。
- (5) 仕様書に記載のない事項であっても、企画提案者の判断により、本業務に必要なと思われる業務がある場合は、提案できるものとする。ただし、この場合の経費は、見積額に含めるものとする。
- (6) 企画提案者から提出された書類は、その者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (7) 発注者が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (8) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。なお、2案以上の提出があった者は、失格として取り扱う。

1 4. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は、全て企画提案者の負担とする。

緊急又はやむを得ない理由等により、このプロポーザルを実施することができないときは、停止し、中断し、又は取り消すことがある。この場合において、このプロポーザルに要した費用を発注者に請求することは、できないものとする。

(2) 参加辞退の場合

参加申込及び企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式第8号)により事務局あてに申し出ること。なお、このプロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期限、提出方法、提出先、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション審査に、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が、3. 提案限度額を超過した場合

- (4) 参加申込者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

- (5) このプロポーザルに係る企画提案書及び審査に係る書類は、情報公開請求の対象

外とする。

(6)この要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

1 5. 問い合わせ先(事務局)

時津町 建設水道部 産業振興課

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷 274 番地 1

電子メール sanshin.next@town.togitsu.nagasaki.jp

(別表)

「とぎつ秋まつり（仮称）」業務委託公募型プロポーザル審査項目

提出された企画提案書等の書類審査を実施し、次の基準に基づいて評価を行う。書類審査の点数が最も高い事業者を最優秀提案者として選定する。

評価項目	配点
1 実施体制及び実績 ・業務の実施にあたり、スタッフの人数や実務経験を考慮した適切な実施体制が整えられているか。	25点
2 安全管理及び指導体制 ・仕様書に沿った事業実施にあたり安全管理の配慮は十分にできているか。 ・個人情報保護対策について、業務従事者への指導体制や情報漏洩防止対策及びチェック体制など十分にできているか。	10点
3 具体的提案内容 ・参加者の集客のための効果的な広報を提案しているか。 ・独自の工夫やアイデアが豊富で、参加者が楽しめ、賑わいを生み出す内容であるか。 ・適切な運営が確保できるタイムスケジュールであるか。	40点
4 提案見積価格	25点
合計	100点